

## 第66回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成22年9月7日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男 6番 安田 浩  
7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄 11番 林原 成子 12番 遠藤 泰三  
13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美 17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 なし

事務局 仲田会長 渡邊局長 松浦主査兼農務係長 大許主幹 宅和主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第24号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第25号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

オ 第26号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の認定について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (倉敷委員)

そいたしますと現地調査に引き続き第66回農地部会を開催いたします。

そういたしますと最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

それでは、異議なしと認めまして、議席番号3番の小原委員と議席番号4番の高西委員にお願いをいたします。

また本日の欠席は、ございません。

それでは審議に入りますが、初めに議案第22号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

番号15の大崎について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

番号15大崎について説明いたします。土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。本件は、親子間の世帯内における贈与であり、取得後の経営面積は135aで変わりありません。提出書類等に不備等はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局が説明いたしました、続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございます。

1番（石橋委員）

今事務局から報告がありましたとおり、本件は、父の所有する農地の一つ面積367㎡を同居の息子に贈与するもので、許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

次に番号16、両三柳について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号16号、両三柳について説明いたします。土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。本件は、譲受人が経営効率をあげるために自作地の隣に有る農地を売買により取得しようとするものであり、取得後の経営面積は38aとなります。

提出書類等に不備等はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんからの報告がございますか。

8番（隠樹委員）

先ほど事務局から説明がありましたように申請地は、買受人の経営する農地の隣にあります田、畑です。面積は計 **138** m<sup>2</sup>です。

許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして番号17号、別所について事務局から説明をお願いします。

事務局（宅和主幹）

番号17号、別所について説明いたします。土地の所在等詳細は議案及び別紙記載のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、自作地近くに有る農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は、今回の部会で審議いただきますが、利用権設定申請中の農地を含めまして **56 a** となります。提出書類等に不備等はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんからの説明をお願いします。

12番（遠藤委員）

申請地は、事務局から説明がありましたように、利用権を含め、**1,173** m<sup>2</sup>を贈与で受けるものでございまして、特に問題ないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、議案23号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

始めに番号26の上福原についてですが、私が地元委員として説明したいと思いますので議長を交代いたします。

(議長交代・・倉敷部会長から石橋部会長職務代理へ )

議長 (石橋委員)

それでは番号26、上福原について説明をお願いいたします。

17番 (倉敷委員)

先ほど現地調査のときに現地を見ていただきましたが、申請者は、議案のとおり上福原の田で、面積は**2,856** m<sup>2</sup>です。

市街地に近く、整備され交通量もある県道皆生車尾線に接しており、沿道サービス施設、ファミリーレストランを計画しています。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。汚水は、公共下水道に接続します。

水道・ガス管・下水管が埋設されている道路の沿線の区域で、**500m**以内に学校、医療施設があり、第**3**種農地に該当します。

転用することについて問題ありませんのでよろしくご審議お願いします。

議長 (石橋委員)

ただ今、番号26について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (石橋委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議長交代・・石橋部会長職務代理から倉敷部会長へ )

17 番（倉敷委員）

続きまして、番号 27 の安倍について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8 番（隠樹委員）

5 条の 27 番です。申請者は、議案のとおりで、申請地は、安倍の畑、面積は 305 m<sup>2</sup>です。申請者は、現在旗ヶ崎のアパートに家族 4 人で生活していますが、子供が 2 人になり手狭になりましたため住宅の建築を計画したものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。汚水は、合併浄化槽で処理します。

住宅等の連たんしている区域に近接する農地で、第 2 種農地に該当すると思われます。転用することについては問題ありませんのでよろしくご審議お願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今番号 27 について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして番号 28 の淀江町佐陀について地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（高西委員）

そうしますと番号 28 番の淀江町佐陀ですが、現地調査は 2 番目に行ったところです。全体の面積は 1,300 前後だと思いますが、今現在は農地になっていますが、買われる人があれば次々に転用が出てくると思いますが、なかなか一度には売れないということで、分筆して売りたいということです。

条件は、転用理由に書いてあるとおりでして、周囲は住宅地です。それから周囲はコンクリートブロックで周囲に迷惑をかけるように、実行組合の排水同意もありますしななら問題はありますのでよろしくご審議お願いします。

議長（倉敷委員）

番号 28 について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことにいたします。

続きまして、議案第24号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

8ページに利用集積計画総括表がございます。今回は転貸を除く利用権設定が4件、転貸に係る担い手育成機構借入の設定が2件、それに伴う機構からの転貸が1件、所有権移転が1件ございます。

それでは、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号9-1から番号9-4までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

番号9-1、9-2は、再設定でございます。

番号9-3は、先ほど3条でも出てきましたが、借り人の要望による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、3条も併せて**56a**となっております。

番号9-4は、移譲年金受給に関し、新たに取得した農地を同一世帯の後継者へ使用貸借の設定を行うもので、設定後の経営面積は、**118a**でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号9-1から番号9-4まで説明がありましたが、ご意見質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

4番（高西委員）

ちょっと聞いてみますが、9-3は、最初は贈与だったでしょ。これは使用貸借。まさか間違いじゃないですね。

12番（遠藤委員）

贈与の場所はあまりいい所じゃありません。利用権設定の場所はきちっとしたところですので、贈与というわけにはいかないということでございます。

4 番（高西委員）

はい、わかりました。

議長（倉敷委員）

他にご意見質問等ございませんか。

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして12ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借入れを行う案件と、それに関連して15ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松浦主査）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、12ページ、農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

9-1、-2、富益と夜見の農地でございますが、15ページの番号9-1にございます〇〇〇〇に転貸される農地でございます。

〇〇〇〇は、従前は特定法人貸し付け事業で貸し付けがなされていた法人でございますが、この度の農地法及び農業経営基盤強化法等の改正で、農業生産法人以外の法人を含む常時従事すると認められない者が、賃貸借や使用貸借に限り新たに貸し借りの設定が出来るようになったところでございます。

この新たに認められるようになった者は、農地を適正に利用していないときは解除する旨の条件と毎事業年度終了後に農地の利用状況の報告が必要となります。なお設定後の経営面積は45aでございます。

表中には、設定する利用権の「利用権の種類」の表の中に解除条件付である旨、それから、共通事項の（14）でございますが、解除条件付貸借の場合の追加事項が記載されております。

これが、改正法により常時従事しない者が利用権設定をするときに付く条件ということになりますのでよろしくご願ひい



たします。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（倉敷委員）

担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見ご質問等がございますか。

2番（石橋委員）

すみません、作付け作物は何でしょうか。

事務局（宅和主幹）

ラッキョウです。

議長（倉敷委員）

他になにかございませんでしょうか。

4番（高西委員）

〇〇〇〇は以前から借りていますか。

事務局（松浦主査）

はい。

4番（高西委員）

だいたいどんな成績ですか。生産して販売にはなっていますか。

事務局（松浦主査）

個人でラッキョウ何h a もやっておられる方もおられますが、今回の〇〇〇〇が45 a ですので、事業ベースというよりは、まずはどういう状況かやっぺいらっしやるのではないかと思います。ただ今回が初めてではありません。ご存知のとおり特定法人貸し付け事業で借りていらっしやるということで、今回新たに農地を借りていただけるということですのでよろしくお願ひいたします。

4番（高西委員）

状況はわからないわけですね。

事務局（松浦主査）

儲かっているかどうかにつきましては別にいたしまして、適切に耕作されているかどうかにつきましては、毎年利用状況の報告が必要でございます。

4番（高西委員）

時と場合によっては、農業委員としてもそういうものは抜き打ち的に現地を見せてもらっとくというのは大事なことだと思う。今後はちょっと計画してみればいいと思う。建設業が大変だから、県の勧めもあって、うまくいくのであれば進めることもできる。うまくいかずにトラブルが起きるような状態なら何が原因か、委員としてもきちんと把握しておく必要があるのではないですか。

議長（倉敷委員）

他になにかございませんでしょうか。

無いようでしたら、高西さんが質問されたように、報告書でもきちんと出してもらうようにお願いをしたいと思います。

他に異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定いたします。

次に17ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。それでは番号9-1について事務局から説明をしてください。

事務局（松浦主査）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

番号9-1は、買い受け人の規模拡大の要望により、河岡の現在耕作している農地を取得する案件で、6月にも一部隣接農地を取得されております。

今回の所有権移転は、相続登記が完了したことに伴い、残りの農地の売買が出たものでございます。

生産組合の設定後の経営面積は、3,509aでございます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問がございますか。

4 番（高西委員）

これは生産組合が取得するわけですか。ちょっと込み入ったことを聞くが、何人くらい組合員がおられるのか。

7 番（松原委員）

社員です。株式会社ですので社員です。

4 番（高西委員）

よくわからないので聞くけども生産組合で取得されて、組合ということだから。

7 番（松原委員）

株式会社です。

4 番（高西委員）

生産組合なら将来売買したり処分するときややこしい事があると思ったけど、株式会社ということならわかりました。

議長（倉敷委員）

いいですか。他にご意見ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、決定いたします。

次に議案第 25 号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき意見を求めます。

番号 4、淀江町淀江について事務局から説明してください。

事務局（松浦主査）

農用地利用計画の一部変更案ですが、今回、市から意見を求められておりますのは、農用地区域からの除外の案件 1 件です。

申請地は淀江町淀江の田で、面積は、**1348 m<sup>2</sup>**のうち**902 m<sup>2</sup>**で、除外後の用途は自己用住宅の建築でございます。

場所は、20ページに図面がございます。

申出者は、この度申請地所有者と養子縁組し、妻子とともに同居し、農業を継承することとなりました。

現在の居宅は、淀江地内にありますが、同居するには手狭であるため、淀江駅近くで、住宅建築に必要な道路、上水道、下水道の条件が整っていることから今回の計画用地を選定されたものです。

これにつきまして、市としては、協議地は、淀江駅から概ね**300m**に位置する土地で、上下水道も設置されており、隣接農地の利用上の効率性を考慮したうえで計画されていることから、変更後の土地利用の混在、農地の集団性、農業上の作業の効率性及び担い手の農地利用集積への支障は軽微であるということ、また、汚水・排水は公共下水堂に接続、擁壁設置による土砂の流出防止策が計画されていることから、隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障も軽微であるということで、農用地区域内ではありますが、計画変更もやむを得ないものと判断されております。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

番号4について事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

9番（森中委員）

いいですか。全体の耕作面積はいくらですか。

事務局（松浦主査）

あと他に**2反4畝**の農地があります。残は**3,000 m<sup>2</sup>**弱です。

9番（森中委員）

農振地域外に持っていますか。

事務局（松浦主査）

この農地だけです。いわゆる**2,500 m<sup>2</sup>**とこの申請農地だけです。

4番（高西委員）

ちょっと地元委員に説明させて。森中さんがなんでそんな質問をするのかわかってないと思う。それは農振地域を除外してまでするから心配して聞いている。そうすれば、それに対して事務局は元の面積はいくら、転用が 902 m<sup>2</sup>でしょ、残りの農地はいくらになるとか、たまたま農振除外地がないとか、そんな具合に説明を。

15 番（唐来委員）

さっき事務局から説明があったとおりですが、全体の面積は2筆ありまして、ひとつはここに載っています 1,348 m<sup>2</sup>、もうひとつが 2,200 m<sup>2</sup>、合計 3,500 m<sup>2</sup>位だったと思います。その内の 902 m<sup>2</sup>が、今審議していただいております面積でございます。そこには公共下水等も通っており生活雑排は公共下水に流し、あとの雨水は農業用排水路ですが地域の方には承諾を得ていると聞いています。

4 番（高西委員）

たとえば淀江宇田川の改良区はどうかとか、隣地の人はどうかとかそういうことをきちんと言わないとみんな安心しない。農振地域だということを頭において、申請が出ているということは、農林課もできると思ってこんな具合に申請は出ていると思うけど。その辺のことを頭におきながら説明しないと農振解除は簡単にできると思う。

9 番（森中委員）

それと、たとえば連たん区域では、これは都計法であって、これは家が建つか建たないかということであって、許可になれば建ちますよということでこれはこれでいいけども、これと農振を外すというのは別の案件だから。その辺をわかってもらわないといけない。

それで今住んでおられるところはどのような利用のしかたをするのか。

4 番（高西委員）

それは、私が答えることじゃないけど、狭くて町やみたいなとこだけん。

9 番（森中委員）

どんな利用のしかたをされるのか。

事務局（松浦主査）

高西委員さんが言われたとおり町中の軽が通るか通らないかギリギリのところだと聞いております。

9番（森中委員）

軽が通るか通らないかじゃなしに。

15番（唐来委員）

事務局が答えておられますが自分も隣家なもので、そこは1.8mの道しかないです。養子を迎えるにあたって、体が不自由でして家を改築したいと、直すに直せないと。そういう路地ですから機械が入らないし、仮に壊して建て変えるのにも家が建たない状態です。それでここに求められた。

4番（高西委員）

1.8mほどだし家を建てようにも建たない。それともうひとつは、申請したところに家を建てられて元の家をどうするかということまで農業委員会でタッチすることじゃない。

9番（森中委員）

タッチするとかしないとじゃなく、現地の家が狭くて宅地を変更するということでしょ。そのために農業専用の地域をつぶして家を建てるわけですから、ですからその前の家をどんな処分の仕方をしてそちらにいかれるかということ、許可する上での参考に知らないといけないということで聞いとるわけです。

15番（唐来委員）

参考までですが、本人から確実に聞いたわけじゃないですが、早い話が撤去してしまうと。

4番（高西委員）

撤去して利用価値がないから更地だと思うよ。それでも隣の人が屋敷を分けてくれというなら別だけど、何も利用できない。

しかし、そういうことまで農業委員として聞かないといけないのか。本人に聞いたらそんなことまでいわないといけないのかと思う。

2番（福田委員）

たとえばね、いろいろな見方があると思うんですが、私が思うのは、農振地域にわざわざ屋敷替えをされるわけだから、その理由、さっき唐来さんが言われたように道が狭いとかその程度のことまではね理由としていってもらえば、判断材料としては非常にスムーズに。そこまでいいと思う。われわれが農振除外までして家を建てるのを認めると。その判断材料、分かるような

ものを。スムーズにわれわれが判断できるような材料を与えてほしい。

#### 4 番（高西委員）

もうちょっと事務局が、農振地域の耕作地だけなのか、あるいは除外地もあるのか、あるいはだからといって除外地でも電気も水道ないそういうところに家を建てるわけにはならない。だからそういうところをもう少し明らかにせいということだ。

その中で、元の屋敷はどうするかということまでは必要ないと思う。

#### 議長（倉敷委員）

そういたしますと事務局と農業委員さんともう一度つめて協議していただいて。

#### 13 番（松林委員）

いやいや、これはこれで納得したんだから、こうしたらいいじゃないかという意見があったんだから、これはこれで許可するということで。

#### 議長（倉敷委員）

分かりました。

次に、議案第26号をお願いいたします。

耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）の第2の2の規定により議決を求めます。内容について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局（宅和主幹）

はい、そうしますと別紙と現地の地図がついておりますので、これをご覧になっていただけますか。

今回判断の対象地が5筆ありまして、まず一筆目ですが淀江町西尾原について現地調査の結果を報告します。当該地を平成22年8月25日、本田委員、唐来委員、吉岡委員、事務局大許と宅和で現地調査いたしました。

現況は竹林に接する急傾斜地であり竹の侵入が見られる土地であります。判断といたしましては、土地周囲の状況及び土地条件からみて農地に復元するための条件整備及び農地としての継続的利用が著しく困難だと思われま。

続きまして残りをまとめて説明いたします。こちらも同日、同委員、同職員において現地調査をいたしました。現況は急傾斜

地として原野の状態であります。こちらも土地周囲の状況及び土地条件からみて農地に復元するための条件整備及び農地としての継続的利用が著しく困難だと見込まれます。現地調査の結果は以上でした。非農地判定できるかどうかについてご審議よろしくお願いいたします。

4 番（高西委員）

非農地調査は、今までこんなにかたまって出たことがないけどなんで出てきたのか。

事務局（松浦主査）

淀江で昨年でしたか地籍調査、それ以前に地籍調査は行われていると思いますが、登記所に提出するにあたって農業委員会に意見を求められたことがありましたが、この部分については農用地区域ということもあって、地籍調査の同意の時には外していたわけですが、実際には県道と圃場整備の終わった間の斜面のところに木が生えている状態で農地として残っていたものですから、農業委員会も遊休農地を調査して解消していかなければいけない流れの中で、非農地についてはこのような手順でできますと。

4 番（高西委員）

どうやって分かったのか。

事務局（松浦主査）

支所からの地籍調査の照会です。

4 番（高西委員）

ということは、支所が今まで投げておったわけか。

事務局（松浦主査）

そのあたりは、いつ地籍調査をして。

4 番（高西委員）

合併してからしていない。

事務局（松浦主査）

昨年登記所に持ち込んでるのではないかと思います。



その中で農地の部分があり昨年照会がありました。そのときに山林に変更したところもございしますが、これは除かれていました。

4 番（高西委員）

これは役所で分かったわけか。

事務局（松浦主査）

少し説明させていただきますと、通常であれば非農地証明とかは、本人の申請で行われます。

4 番（高西 史郎委員）

それだから聞いている。

事務局（松浦主査）

これにつきましては、本人の申請ではなく地権者にも通知が行く流れになります。そうすると地元農業委員さんあるいは淀江地区の農業委員さんに聞かれることもあるんじゃないかということで、淀江地区の農業委員さんにはこういうことがあるということの説明するように言っております。

9 番（森中委員）

遊休農地をしたときに分からなかったのか。

事務局（松浦主査）

20年の耕作放棄地調査では、別所ですとか本宮は非農地認定を行いました。ここは農用地区域ということもあって当時の作業からは外しております。

9 番（森中委員）

だいたいそのときにしないといけない。

4 番（高西委員）

現場が広域農道の法面だからそれは分からない。役所だからたまたま気が付いた。たまたま法務局に持ち込んでそれで気がついたのでは。

議長（倉敷委員）

他になにかございませんか。進行させていただきます。

異議がないようですので議案のとおり認定することといたします。

審議事項は以上でございますが、続いて報告事項に移ります。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号13、14の2件を受理しております。

続きまして、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号15から番号18までの4件を受理しております。

続きまして、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号4の1件を受理しております。

続きまして、(4) 非農地現況証明について、番号14、15の2件を証明しています。

続きまして、(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、28ページから31ページまでの4件を鳥取地方法務局米子支局に、32、33ページのとおり2件を鳥取地方裁判所米子支部に回答しております。

続きまして、(6) 農地転用現況確認書交付について、番号18から番号22の4件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

はい、そういたしますと報告をいたしますが、お手元の別紙をお願いいたします。

今回は5条関係が6件、委員会より諮問どおり許可になりました。そして今回の農業会議から農業者年金加入促進について今月も改めて依頼がありました。どうぞ委員さん方で適格者がございましたら加入促進のご協力いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

議長（倉敷委員）

ただ今会長から報告がありましたが、これについて意見質問等ございませんか。（異議なしの声あり）

本日予定していました審議は以上ですが、議題などの追加等はございませんか。

ないようですのでそれでは事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（松浦主査）

お手元の方にお配りしている連絡事項の方をご覧くださいと思います。

(1) 農業委員等特別研修会について、日程変更と出席依頼

(2) 建議について、提出依頼

(3) 農地利用集積円滑化事業規程について、（鳥取西部農業協同組合）事業規程案配布

（農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業の事業内容及び農地売買事業の内所有権移転を伴う中間保有は行わない旨説明）

4 番（高西委員）

どちらにしても農協に来てもらって、分からないことは農協に聞いて。

事務局（松浦主査）

事業規程は完全なものではないですが、早めにお知らせさせていただきました。

続きまして、連絡事項というよりは審議にはいる内容でございますが、総会のときに下限面積の話がありましたが、事務局案としてこういった形で整理をさせていただきましたのでご覧いただきたいと思います。

（資料：「基本構想の利用権設定の運用について」、「H22. 8. 18 他県の状況調査」、「面積用件見直し案について」、「営農計画書」に基づき説明）

見直し案2で事務局として提案したいと思いますので、ご意見を伺いたいと思います。

みなさんがこれで良いということであれば明日も説明してこれでいこうといくことであればどこかで切り替えたいと思います。

13 番（松林 貢委員）

基本的に私はいいと思いますがね、10 a で。

渡辺事務局長

逆に下限面積は必要といわれる意見を聞いたら。

2 番（福田 司委員）

あのね、時代の流れが撤廃だとかあるいは 10 a になっているようですが、そもそも本来の精神とは逆行してるわけだわね。法の精神とか明らかに矛盾するんだわ。それを法に書いてないからといって今のような状況があると私は理解している。本来私は外したくはないんだけども。もうひとつは本当に小さな家庭菜園から始まってごくごく小規模でも自分で農業をやってみたいと

そういう人を救うためには、別の方法でやるのが本筋だと思っている。たとえば市民農園的な。できるわけだし。

というのは、案外に借りた人が、たとえば 10 a 20 a 借りた人が、そういうのを持て余す人が出てくるんじゃないか。本当にまじめにやってくれる人なら良いが、家庭菜園の延長でちょっとやってみようかと、3 畝 4 畝じゃもの足りないから 1 反から借りられるそうだとにかくやろうやと。それほど農業は簡単なものではないと私は思うものだから。その辺をどう考えるか。

事務局（松浦主査）

おっしゃられるとおりのある県では、県の方が農地流動化促進事業の手引きで、やはり基本構想の理念というか基本構想からいってあれは担い手に集積していく制度ですので、農地法の運用よりもゆるいのはおかしいじゃないかと言ってはいるようです。

ただあちこちお聞きしますと多様な担い手ですとかそういったような形でやっていきたいと。

2 番（福田委員）

担い手じゃないんだよ。その辺を実際にどうするかは別に、担い手とはいったい何者かといったことから考えていかないと。片方では担い手に集積どうのといいながら片方では野放しで、借りたいという人があったらどんどん貸しなさいよということなら。

4 番（高西委員）

10 a 以上で、家庭菜園なんかじゃ話にならん。

事務局（松浦主査）

市民農園は、10 a 以上は持てないという規定になっています。

6 番（安田委員）

それから最近ね、団地に入っていて畑でも 20 a 位圃小作で作っている。田でも最近 30a 位作って自分ところで食べるだけじゃなく子供や兄弟にみんな分配して。自分のところの農地ばかりじゃなくよそも圃で借りて。

4 番（高西委員）

農地が荒れなくて良いけども、一方ではいけんところもある。

2 番（福田委員）

しょうがないかなと思いつながらね。割り切れない。

9 番（森中委員）

遊休農地の解消にも役立てるとこういう意味を持って最低限ここまで下げれば、小作じゃなしに利用権設定をして借りられるよと、そういった意味で10aまで下げれば良いということでしょう。

事務局（松浦主査）

実際に10aまで下げてどれだけ実績が遊休農地の解消になりましたかと他県に聞きますと、そんなに出てないのが実情のようでございます。ただそうは言ってもそこを作らなければ荒れるだけになりますので、きちんと作っていただけるかということと、地域での役割分担をきちんとしていただけるかどうかというところが境目なのかなという気はしております。

1 番（石橋委員）

皆様方反対の意見もありましたが、自分の場合は、闇で我々が把握できないところでされるよりは、書面が出てきて我々が把握しておいたほうが良いような気がします。仮に4反なり5反なりの下限面積がありますが、それがあっても闇で貸し借りをされたら、我々は全然わからないわけですが、その辺をこういう風に下げれば、書面としてあがってくる、出さないといけませんよということになれば、我々が把握できる部分が多くなって、指導に当たれる手段になるんじゃないかという考え方もできると思います。

4 番（高西委員）

そりゃあ10aに下げても闇は出てくる。よほどみんなに啓発活動をして、ある程度法律をちらつかしてしないと。

事務局（松浦主査）

この決め方ですが、反対意見が無ければこれでいこうかと思ったんですが、反対意見も出ていますので。

4 番（高西委員）

決めるのはいつまでに。ことのついでにするようなもんじゃないが。日を改めてもう一回召集して、振興部会の人にも集まってもらって。

事務局（松浦主査）

明日の意見も踏まえて役員さんに相談させてもらってどういった形で皆さんにおろすかということで進めさせていただきたいと思います。

13 番（松林委員）

意見として、5 番の地域との役割分担ということもありますので、若干下限面積を設けていないと地域との話とか関連性ができなくなってくる、何もなくなった場合は。だからいくらかでもないよね。意見です。

事務局（松浦主査）

10a では面積が少ないじゃなかということですか。

13 番（松林委員）

下限面積がないじゃなしに、いくからでもあったほうが、これが生きてこないんじゃないかということです。

事務局（松浦主査）

次にその他、遊休農地調査につきまして、お願いと説明をさせていただきたいと思います。

（地図等資料配布）

事務局（宅和主幹）

農地利用状況調査のお願いについて、平成20年度耕作放棄地全体調査で耕作放棄地と判断した農地の図面を配らせていただきました。本年度は、平成20年度に耕作放棄地と判断した農地を重点として実施していただきたいと思います。

（図面、資料に基づいて実施方法を説明）

議長（倉敷委員）

いろいろ意見もありましたが以上をもちまして第66回農地部会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後5時10分